

改正派遣法第 23 条に定められた情報の提供

平成 24 年の派遣法の改正に伴い、厚生労働省に提出いたしました労働者派遣事業報告書(報告対象期間 平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日まで)に基づきキャスターボーイの派遣事業に関わる情報をみなさんに開示させていただきます。

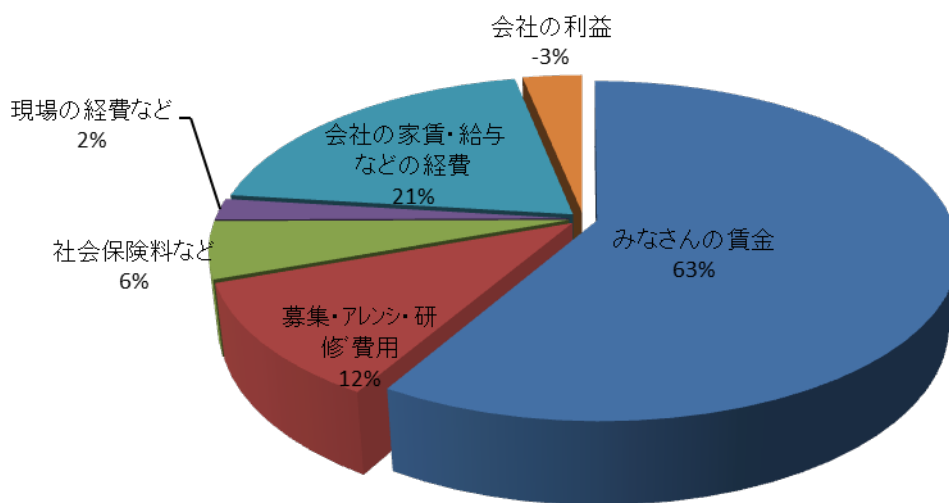
1.派遣労働者の数等について

派遣労働者の数(令和 2 年 6 月 1 日付)	25 人
派遣先の数	6 か所

2.マージン率について

1 年間の 1 日(8 時間当たり)の労働者派遣料金の平均は、15,821 円で、これに対応する派遣の賃金の平均は、9,875 円でした。
また、これらの内訳は、次のとおりです。

もっとも多くを占めるのがみなさんの賃金で、料金総額の 63%です。ついで募集・研修・アレンジ関係費用と会社が負担する労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険などの保険料で 18%となります。その他会社の家賃等の諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた残りの営業利益は 3%のマイナスとなりのました。



開示年月日: 令和 2 年 6 月 24 日